

福井県嶺北地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

福井県嶺北地域公共交通活性化協議会規約の一部を以下のとおり改正する。

【改正前】

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、福井県地域戦略部地域鉄道課、地域戦略部交通まちづくり課、交流文化部観光誘客課、土木部道路保全課、土木部都市計画課および嶺北地域の各市町公共交通担当課により構成する。

2 事務局長は、福井県地域戦略部交通まちづくり課長をもって充てる。

【改正後】

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、福井県**未来創造部新幹線・交通まちづくり局**地域鉄道課、**未来創造部新幹線・交通まちづくり局**交通まちづくり課、交流文化部観光誘客課、土木部道路保全課、土木部都市計画課および嶺北地域の各市町公共交通担当課により構成する。

2 事務局長は、福井県**未来創造部新幹線・交通まちづくり局**交通まちづくり課長をもって充てる。

福井県嶺北地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 福井県嶺北地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化および再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定により、福井県の嶺北地域における地域公共交通計画の作成および実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定および変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

(組織および委員等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員および代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員およびオブザーバー以外の者に対して、

資料を提出させ、または会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課、未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課、交流文化部観光誘客課、土木部道路保全課、土木部都市計画課および嶺北地域の各市町公共交通担当課により構成する。

2 事務局長は、福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月15日から施行する。

1 この規約は、令和5年5月22日から施行する。

福井県嶺北地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(令和5年8月末現在)

| | 区分 | 所属 | | 役職 | 氏名 | | |
|----|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|---------|--------|--|
| 1 | 学識経験者 | 福井大学大学院 | | 教授 | 川本 義海 | 会長 | |
| 2 | | 福井工業大学 | | 教授 | 三寺 潤 | | |
| 3 | 地方公共団体 | 福井県 | 未来創造部 | 部長 | 藤丸 伸和 | | |
| 4 | | 福井県 | 未来創造部 | 新幹線・交通まちづくり局長 | 武部 衛 | | |
| 5 | | 福井市 | 都市戦略部 | 部長 | 山本 誠一 | | |
| 6 | | 大野市 | くらし環境部 | 部長 | 乾川 和則 | 監事 | |
| 7 | | 勝山市 | 未来創造課 | 課長 | 小林 真紀 | | |
| 8 | | 鯖江市 | 政策経営部 | 部長 | 高崎 則章 | | |
| 9 | | あわら市 | 市民生活部 | 部長 | 山下 綱章 | | |
| 10 | | 越前市 | 総合政策部 | 部長 | 奥山 茂夫 | | |
| 11 | | 坂井市 | 生活環境部 | 部長 | 矢尾 雅代 | | |
| 12 | | 永平寺町 | 総合政策課 | 課長 | 清水 智昭 | | |
| 13 | | 池田町 | 総務財政課 | 課長 | 森川 弘一 | | |
| 14 | | 南越前町 | 観光まちづくり課 | 課長 | 中村 勝典 | | |
| 15 | | 越前町 | 総務部門 | 理事 | 菅原 辰彦 | 監事 | |
| 16 | | 交通事業者 | 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 | | 副支社長 | 岡 久資 | |
| 17 | | | 株式会社ハピラインふくい | | 代表取締役社長 | 小川 俊昭 | |
| 18 | 福井鉄道株式会社 | | 代表取締役社長 | 吉川 幸文 | | | |
| 19 | えちぜん鉄道株式会社 | | 代表取締役社長 | 前田 洋一 | | | |
| 20 | 京福バス株式会社 | | 代表取締役社長 | 岩本 裕夫 | | | |
| 21 | 公益社団法人福井県バス協会 | | 会長 | 岩本 裕夫 | | | |
| 22 | 一般社団法人福井県タクシー協会 | | 会長 | 矢崎 孝明 | | | |
| 23 | 道路管理者 | 福井河川国道事務所 | | 所長 | 橋本 亮 | | |
| 24 | 関係公安委員会 | 福井県警察本部交通部交通規制課 | | 課長 | 松浦 則幸 | | |
| 25 | 利用者 | 福井県老人クラブ連合会（女性委員長） | | 副会長 | 歸山 美智栄 | | |
| 26 | | 福井県PTA連合会 | | 事務局次長 | 佐々木 英江 | | |
| 27 | | 公益社団法人福井県観光連盟 | | 事務局長 | 畑中 容子 | | |
| 28 | 国 | 中部運輸局交通政策部 | | 部長 | 岡田 英雄 | オブザーバー | |
| 29 | | 中部運輸局福井運輸支局 | | 支局長 | 高桑 宏之 | オブザーバー | |
| 30 | 事務局 | 福井県 | 交通まちづくり課 | | | | |
| 31 | | | 地域鉄道課 | | | | |
| 32 | | | 観光誘客課 | | | | |
| 33 | | | 道路保全課 | | | | |
| 34 | | | 都市計画課 | | | | |
| 35 | | 嶺北11市町 | 交通担当課 | | | | |